



火災保険を使った家屋修理のトラブル



保険を使って壊れた雨どいを直しませんか

当社で保険金申請のサポートをします

家屋の無料点検で訪れた事業者から、火災保険を使って、以前から壊れて気になっていた雨どいや屋根瓦の修理が負担なしでできると言われ契約した。

契約書をよく読むと、保険金申請サポート費用として、保険金額の30%を支払うとある。

修理業者を紹介してもらったが、必要のない工事も含まれているようだ。金額も高い。

だまされたのだろうか。



トラブルを防ぐために

- ☆ 経年劣化による損害は火災保険の対象ではありません。うその理由で申請するよう勧められても、決して応じないようにしましょう
- ☆ 火災保険の適用対象となるか、申請はどのようにするのかを自身が保険会社に確認しましょう
- ☆ 契約してしまった場合でも、クーリング・オフができる場合があります。消費生活センターに相談しましょう

消費生活相談はまずはお電話で 海部地域消費生活センター



0567-23-0150 まで

対象 : 海部地域の市町村に在住・在勤・在学の方
相談日時 : 月曜から金曜 9:00~16:30 ※国民の祝日と12月29日~1月3日を除く
住所 : 津島市西柳原町1丁目14番地 (愛知県海部総合庁舎1階)